

虹の会賛助会員申込書

公益社団法人 虹の会

〒103-0013 東京都中央区日本橋小伝馬町13-4 共同ビル6階

TEL: 03-5642-8400 FAX: 03-5642-8401

お申込に際して

- ◇お名前が登録名となります。
- ◇ご支援の期間は1年間1口以上とさせていただきます。

- ◇法人賛助会員をお申込の方は、お名前の欄に会社名をご記入の上、必ずご担当者名をお書き添えください。
- ◇領収証については、入金確認後に発行させていただきます。

お申込の流れ

- この賛助会員申込書をご記入の上、虹の会宛てにFAXしていただきます。
- 手続き完了後、入会証明書、賛助会員資料を送付いたします。

FAX(03-5642-8401)でお申し込みください。

私は公益社団法人虹の会の賛助会員の申し込みをします。

年 月 日

ご登録名	ふりがな	ふりがな
	お名前・会社名	ご担当者名
	ふりがな	
	必ずビル名、号室までもれなくご記入ください ご住所 〒	
お申込み ※いずれかに☑を入れ ご記入ください	ご連絡先の電話番号	メールアドレス
	ご自宅・会社 () 携帯電話 ()	
	<input type="checkbox"/> 個人賛助会員 1口 年間 12,000円 × ()口 ■年1回払い(口座振込)	
<input type="checkbox"/> 法人賛助会員 1口 年間 120,000円 × ()口 ■年1回払い(口座振込)		
<input type="checkbox"/> 特別法人賛助会員 1口 年間 1,200,000円 × ()口 ■年1回払い(口座振込)		

個人情報の取り扱いについて

申込書にご記入いただいた個人情報は、公益社団法人虹の会が責任をもって管理し、本会からの連絡文書や資料などの送付以外の目的には使用いたしません。

会費の寄付金控除について

虹の会は内閣府より認定を受けた公益社団法人ですので、虹の会への寄付は一定の要件のもと税務上の優遇措置があります。

【個人の方】

虹の会への寄付は特定寄附金に該当するので、1年の寄附金額から2千円を差し引いた金額がその年の課税対象所得から控除されます(総所得金額等の40%相当額を上限)。なお、減税額は個人の所得により異なります。

【法人の方】

虹の会の特定公益増進法人に該当するので、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が認められます。なお、減税額は法人の所得等により異なります。

詳細は最寄りの税務署または税理士にご相談ください。

